

条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表
(別冊)

令和 7 年

奈良市議会 3 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・令和6年人事院勧告（令和6年8月8日） ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号） ・地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）	4 制定改廃の概要	1．給料表の改定（第1条による改正、第3条による改正） （1）一般職の職員の初任給を引き上げるとともに、若年層の職員に特に重点を置いて、給料の引上げを行う。 （2）特定任期付職員について、一般職の職員に準じた引上げを行う。 2．勤勉手当及び期末手当の改定等（第1条から第4条までによる改正） （1）一般職の職員の勤勉手当及び期末手当の支給割合を改定する。 （2）特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定するとともに一般職の職員に準じた勤勉手当を支給する。 3．扶養手当に係る改定（第2条による改正） 令和7年度から令和8年度までにかけて段階的に配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1万3千円とする。 4．通勤手当に係る支給要件及び支給限度額の改定（第2条による改正） 通勤手当の支給限度額を1箇月当たり15万円とし、その範囲内で特別急行列車の利用に係る運賃等に相当する額を支給する。
3 制定改廃の理由	・国家公務員の給与改定に準じて、若年層を重点的に本市の一般職の職員の給与の改定を行うため。 ・国家公務員の給与改定に準じて、本市の特定任期付職員の給与の改定を行うため。 ・暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員を含む本市の一般職の職員の期末手当等の改定を行うため。		
5 施行期日	公布の日、令和7年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の122.5</u> <u> </u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは、「 <u>100分の68.75</u> <u> </u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の102.5</u> <u> </u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> <u> </u> を乗じて得た額の総額 3～5 略	(期末手当) 第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 略

現行

別表第1（第5条関係）

給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900

改正案

別表第1（第5条関係）

給料表

職員 の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800

現行												改正案											
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200		17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200		18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100		19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000		20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900		21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800	
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500		22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100			
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000		23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600			
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500		24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100			
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600		25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200			
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700		26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300			
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900		27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500			
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100		28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700			
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100		29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700			
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000		30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600			
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900		31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500			
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800		32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400			
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600		33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200			
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500		34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100			
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200		35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800			
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700		36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300			
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400		37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000			

現行											改正案										
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000		38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800		39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400		40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900		41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000			42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400			43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700			44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000			45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300				46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700				47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400				48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900				49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300				50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700				51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100				52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500				53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900				54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300				55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600				56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900				57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300				58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			

現行										改正案																	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>							59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>					
	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>							60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>					
	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>							61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>					
	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>								62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>						
	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>								63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>						
	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>								64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>						
	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>								65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>						
	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>								66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>						
	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>								67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>						
	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>								68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>						
	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>								69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>						
	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>								70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>						
	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>								71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>						
	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>								72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>						
	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>								73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>						
	74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>								74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>						
	75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>								75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>						
	76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>								76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>						
	77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>								77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>						
	78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>								78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>						
	79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>								79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>						

現行										改正案																
		80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100							80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500					
		81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300							81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700					
		82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600							82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000					
		83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900							83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300					
		84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100							84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500					
		85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300							85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700					
		86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300								86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500						
		87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600								87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800						
		88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800								88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000						
		89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000								89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200						
		90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300								90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500						
		91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600								91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800						
		92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800								92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000						
		93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000								93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200						
		94		295,900	343,600										94		299,400	347,400								
		95		296,200	344,100										95		299,700	347,800								
		96		296,600	344,500										96		300,100	348,200								
		97		296,800	344,700										97		300,300	348,400								
		98		297,100	345,100										98		300,600	348,800								
		99		297,500	345,500										99		301,000	349,200								
		100		297,900	345,800										100		301,400	349,500								

現行														改正案													
		101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>										101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>									
		102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>										102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>									
		103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>										103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>									
		104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>										104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>									
		105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>										105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>									
		106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>										106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>									
		107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>										107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>									
		108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>										108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>									
		109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>										109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>									
		110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>										110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>									
		111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>										111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>									
		112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>										112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>									
		113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>										113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>									
		114		<u>302,000</u>											114		<u>305,300</u>										
		115		<u>302,300</u>											115		<u>305,600</u>										
		116		<u>302,700</u>											116		<u>306,000</u>										
		117		<u>302,900</u>											117		<u>306,200</u>										
		118		<u>303,100</u>											118		<u>306,400</u>										
		119		<u>303,400</u>											119		<u>306,700</u>										
		120		<u>303,700</u>											120		<u>307,000</u>										

現行												改正案											
		121		304,100									121		307,400								
		122		304,300									122		307,600								
		123		304,600									123		307,900								
		124		304,900									124		308,200								
		125		305,200									125		308,500								
定年			基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	定年			基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
前再			料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	前再			料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
任用			円	円	円	円	円	円	円	円	円	任用			円	円	円	円	円	円	円	円	円
短時			188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	短時			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000
間勤												間勤											
務職												務職											
員												員											

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
（職員の職務の級の決定） 第6条の2 略 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内<u>で、かつ、</u> <u>市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。</u> （初任給、昇格及び昇給の基準） 第7条 略 2・3 略 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。 5 略 6～9 略 （扶養手当の受給者） 第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、<u>次条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの（以下「給料表9級以上職員」という。）に対しては、支給しない。</u> （扶養親族の範囲）	（職員の職務の級の決定） 第6条の2 略 2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内<u>において</u> <u>決定する。</u> （初任給、昇格及び昇給の基準） 第7条 略 2・3 略 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給<u>とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。</u> 5 略 6 <u>給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（前項に規定する職員を除く。）を昇給させる場合の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> 7～10 略 （扶養手当の受給者） 第12条 扶養手当は、扶養親族を有する職員に対しこれを支給する。ただし、<u>次条第2号から第5号まで</u><u>のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる</u><u>父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級</u><u>であるもの</u><u>に対しては、支給しない。</u> （扶養親族の範囲）

現行	改正案
第12条の2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） (2)～(6) 略 (扶養手当の月額)	第12条の2 扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) 略 (扶養手当の月額)
第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「給料表8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (扶養手当の申請)	第13条 扶養手当の月額は、扶養親族たる_____父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの_____にあつては、3,500円）、前条第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 (扶養手当の支給)
第14条 新たに職員となつた者に扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。） (2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は第12条の2第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達	第14条 前3条に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

現行	改正案
<u>した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び給料表9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</u> 2 <u>虚偽の申請及び申請の遅延等によつて職員が不当に扶養手当の支給を受けたときは、現に支給を受けた不当な手当は、これを返還させ、以後その他の扶養親族に対する手当もこれを支給しないことがある。</u> <u>(扶養手当の支給区分)</u> 第15条 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはそのものが職員となつた日、給料表9級以上職員から給料表9級以上職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、給料表9級以上職員以外の職員から給料表9級以上職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が給料表9級以上職員となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については同項の規定に</u>	第15条 削除

現行	改正案
<u>よる届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> 2 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> <u>(1) 扶養手当を受けている職員に更に前条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> <u>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（給料表9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で前条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u> <u>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表9級以上職員が給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</u> <u>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある給料表8級職員が給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外の職員となつた場合</u> <u>(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で給料表9級以上職員以外のものが給料表9級以上職員となつた場合</u> <u>(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第1項の規定による届出に係るものがある職員で給料表8級職員及び給料表9級以上職員以外のものが給料表8級職員となつた場合</u> <u>(7) 職員の扶養親族たる子で前条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u>	

現行	改正案
(扶養手当及び地域手当の支給等) 第16条の2 <u>扶養手当及び地域手当の支給</u>その他必要な事項は、市長が規則で定める。 (通勤手当) 第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の<u>道路</u>(以下この項及び次項において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下<u>この号</u>において「<u>運賃等相当額</u>」<u>という。</u>)。<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u> (2) 略	(<u> </u>地域手当の支給等) 第16条の2 <u> </u>地域手当の支給その他必要な事項は、市長が規則で定める。 (通勤手当) 第16条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の<u>道路</u>(以下この<u>条</u>において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下<u>この条</u>において「<u>運賃等相当額</u>」<u>という。</u>) (2) 略

現行	改正案
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額<u>(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</u>、第1号に定める額又は前号に定める額	(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額_____、第1号に定める額又は前号に定める額
	3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（この項及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この項において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次に定める額とする。</u> <u>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</u> <u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u> 4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える</u>

現行	改正案
3～5 略 (単身赴任手当) 第16条の5 <u>国家公務員、他の地方公共団体に勤務する職員その他市長がこれらに準ずると認める者から引き続いて職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となる直前の住居から職員となつた直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。</u> 2 略 3 <u>勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u> (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時	職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。 5～7 略 (単身赴任手当) 第16条の5 <u>勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u> 2 略 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となる直前の住居から職員となつた直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第22条の2 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時

現行	改正案
又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく<u>週休日又は祝日法による休日等</u> _____（市長が規則で定める日を除く。次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前0時から午前5時までの間</u> _____であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 _____	又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく<u>週休日、祝日法による休日又は年末年始の休日等</u>（市長が規則で定める日を除く。次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u> _____であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。
_____とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>12,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） （2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額 （期末手当）	_____とする。 （1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>13,000円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額 （2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,500円</u>を超えない範囲内において市長が規則で定める額 （期末手当）
第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略	第24条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略

現行	改正案																																																																
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第27条の2 第7条第1項から第8項まで、第11条から<u>第15条まで、第16条第3項及び第16条の3</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第5条関係）	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第25条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第27条の2 第7条第1項から第8項まで、第11条から<u>第14条まで及び第16条第3項</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 別表第1（第5条関係）																																																																
給 料 表 <table><tr><th rowspan="3">職員 の区 分</th><th rowspan="3">職務 の級 号給</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th>9級</th><th>10級</th></tr><tr><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th></tr><tr><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th></tr></table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	給 料 表 <table><tr><th rowspan="3">職員 の区 分</th><th rowspan="3">職務 の級 号給</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th></th><th>6級</th><th>7級</th><th>8級</th><th></th></tr><tr><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th></th><th>給料</th><th>給料</th><th>給料</th><th></th></tr><tr><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th></th><th>月額</th><th>月額</th><th>月額</th><th></th></tr></table>	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		6級	7級	8級		給料	給料	給料	給料	給料		給料	給料	給料		月額	月額	月額	月額	月額		月額	月額	月額	
職員 の区 分			職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級																																																				
				給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料																																																				
	月額	月額		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額																																																						
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級		6級	7級	8級																																																							
		給料	給料	給料	給料	給料		給料	給料	給料																																																							
		月額	月額	月額	月額	月額		月額	月額	月額																																																							

現行												改正案											
			円	円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000	1			183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	408,300	458,300	510,200
2			184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900	2			184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	410,200	463,800	517,100
3			185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000	3			185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	412,100	468,800	522,300
4			186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100	4			186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	413,900	473,500	526,600
5			188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200	5			188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	415,700	477,500	530,100
6			189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500	6			189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	417,500	481,000	533,400
7			191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000	7			191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	419,300	484,000	536,400
8			192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400	8			192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	421,100	486,500	538,900
9			194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800	9			194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	422,700	488,500	540,900
10			196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600	10			196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	424,200		
11			197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400	11			197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	425,700		
12			199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300	12			199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	427,200		
13			201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000	13			201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	428,700		
14			202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400	14			202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	430,000		
15			204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700	15			204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	431,300		
16			206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800	16			206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	432,500		
17			207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100	17			207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	433,700		
18			209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100	18			209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	435,000		
19			210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000	19			210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	436,300		
20			212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900	20			212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	437,500		

現行													改正案												
		21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>	<u>515,700</u>	<u>566,800</u>			21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>		<u>438,700</u>			
		22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>	<u>517,100</u>				22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>		<u>439,500</u>			
		23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>	<u>518,600</u>				23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>		<u>440,300</u>			
		24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>	<u>520,100</u>				24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>		<u>441,100</u>			
		25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>	<u>521,200</u>				25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>		<u>441,700</u>			
		26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>	<u>522,300</u>				26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>		<u>442,300</u>			
		27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>	<u>523,500</u>				27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>		<u>442,900</u>			
		28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>	<u>524,700</u>				28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>		<u>443,500</u>			
		29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>	<u>525,700</u>				29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>		<u>444,200</u>			
		30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>	<u>526,600</u>				30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>		<u>445,000</u>			
		31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>	<u>527,500</u>				31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>		<u>445,400</u>			
		32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>	<u>528,400</u>				32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>		<u>446,100</u>			
		33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>	<u>529,200</u>				33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>		<u>446,600</u>			
		34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>	<u>530,100</u>				34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>		<u>447,000</u>			
		35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>	<u>530,800</u>				35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>		<u>447,400</u>			
		36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>	<u>531,300</u>				36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>		<u>447,800</u>			
		37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>	<u>532,000</u>				37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>		<u>448,200</u>			
		38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>	<u>532,600</u>				38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>		<u>448,600</u>			
		39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>	<u>533,400</u>				39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>		<u>449,000</u>			
		40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>	<u>534,000</u>				40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>		<u>449,300</u>			
		41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>	<u>534,500</u>				41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>		<u>449,600</u>			

現行											改正案													
定年 前再 任用	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		定年 前再 任用	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500		450,000					
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400			43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300		450,300					
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700			44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000		450,600					
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000			45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700		450,900					
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000				46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400							
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400				47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100							
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100				48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800							
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600				49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300							
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000				50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900							
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400				51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500							
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800				52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200							
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200				53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600							
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600				54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200							
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000				55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800							
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300				56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300							
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600				57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700							
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000				58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300							
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300				59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900							
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600				60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400							
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900				61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800							
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800					62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300							

現行													改正案												
短時間勤務職員以外の職員	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100						短時間勤務職員以外の職員	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800						
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400						64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400							
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600						65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700							
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900						66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100							
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200						67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500							
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500						68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900							
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700						69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200							
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000						70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500							
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300						71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800							
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500						72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000							
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700						73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200							
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000						74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500							
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300						75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800							
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500						76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000							
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700						77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200							
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000						78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500							
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300						79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800							
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500						80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000							
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700						81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200							
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000						82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500							
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300						83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800							

現行										改正案														
		84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500					84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000						
		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700					85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200						
		86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500						86	256,000	297,100	346,000								
		87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800						87	256,300	297,400	346,400								
		88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000						88	256,600	297,700	346,800								
		89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200						89	256,900	298,000	347,000								
		90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500						90	257,200	298,300	347,400								
		91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800						91	257,500	298,600	347,800								
		92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000						92	257,800	299,000	348,200								
		93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200						93	258,100	299,200	348,400								
		94		299,400	347,400								94		299,400	348,800								
		95		299,700	347,800								95		299,700	349,200								
		96		300,100	348,200								96		300,100	349,500								
		97		300,300	348,400								97		300,300	349,800								
		98		300,600	348,800								98		300,600	350,200								
		99		301,000	349,200								99		301,000	350,600								
		100		301,400	349,500								100		301,400	351,000								
		101		301,600	349,800								101		301,600	351,500								
		102		301,900	350,200								102		301,900	351,900								
		103		302,200	350,600								103		302,200	352,300								
		104		302,500	351,000								104		302,500	352,700								

現行													改正案												
		105		302,700	<u>351,500</u>									105		302,700	<u>353,200</u>								
		106		303,000	<u>351,900</u>									106		303,000	<u>353,600</u>								
		107		303,300	<u>352,300</u>									107		303,300	<u>353,900</u>								
		108		303,600	<u>352,700</u>									108		303,600	<u>354,200</u>								
		109		303,800	<u>353,200</u>									109		303,800	<u>354,700</u>								
		110		304,200	<u>353,600</u>									110		304,200									
		111		304,600	<u>353,900</u>									111		304,600									
		112		304,900	<u>354,200</u>									112		304,900									
		113		305,100	<u>354,700</u>									113		305,100									
		114		305,300										114		305,300									
		115		305,600										115		305,600									
		116		306,000										116		306,000									
		117		306,200										117		306,200									
		118		306,400										118		306,400									
		119		306,700										119		306,700									
		120		307,000										120		307,000									
		121		307,400										121		307,400									
		122		307,600										122		307,600									
		123		307,900										123		307,900									
		124		308,200										124		308,200									

現行												改正案											
	125		308, 500										125		308, 500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額			基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円		
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000	528, 700			192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900		362, 700	396, 200	448, 000	

別表第 2 （第 6 条関係）

等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主事の職務
3 級	主務の職務
4 級	係長又は主任の職務
5 級	課長補佐又は主査の職務
6 級	課長又は主幹の職務
7 級	相当の経験を有する課長又は主幹の職務
8 級	部次長又は参事の職務
9 級	部長又は理事の職務
10級	相当高度な又は特に困難な業務を担う部長の職務

等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主事の職務
3 級	主務の職務
4 級	係長又は主任の職務
5 級	課長補佐又は主査の職務
6 級	課長又は主幹の職務
7 級	部次長又は参事の職務
8 級	部長又は理事の職務

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
（特定任期付職員の給与の特例） 第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>円 380,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>427,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>477,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>539,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>615,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>718,000</td></tr> </table> 2～4 略 第6条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の170」とする。	号給	給料月額	1	円 380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	（特定任期付職員の給与の特例） 第5条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td>1</td><td>円 392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> </table> 2～4 略 第6条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>	号給	給料月額	1	円 392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000
号給	給料月額																												
1	円 380,000																												
2	427,000																												
3	477,000																												
4	539,000																												
5	615,000																												
6	718,000																												
号給	給料月額																												
1	円 392,000																												
2	440,000																												
3	492,000																												
4	555,000																												
5	634,000																												
6	740,000																												

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
（特定任期付職員の給与の特例） 第5条 略 2 略 3 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 4 <u>第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> 第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第11条から第15条まで、第16条の3、第17条から第19条まで、<u>第22条及び第25条の規定は、</u>特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項</u> <u>の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175</u> <u>」とする。</u> （非専門的任期付職員の給与の特例） 第6条の2 非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除	（特定任期付職員の給与の特例） 第5条 略 2 略 3 <u>前項</u> <u>の規定による号給の決定</u> <u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> 第6条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第5条から第7条まで、第11条から第14条まで、第16条の3、第17条から第19条まで<u>及び第22条</u> <u>の規定は、</u>特定任期付職員には適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例 <u>第22条の2第1項、第24条第2項及び第25条第2項第1号</u> <u>の規定の適用については</u> <u>、</u>給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第25条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。 （非専門的任期付職員の給与の特例） 第6条の2 非専門的任期付職員（企業職員である非専門的任期付職員を除

現行	改正案
く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額については、給与条例第7条第9項の規定を準用する。 2 非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、給与条例第7条の2の規定を準用する。 第6条の3 給与条例第6条の2、第7条(第9項を除く。)、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。 2 給与条例第11条から第15条まで及び第16条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 3・4 略	く。以下この条及び次条において同じ。)の給料月額については、給与条例第7条第1項の規定を準用する。 2 非専門的任期付職員のうち第2条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額については、給与条例第7条第10項の規定を準用する。 第6条の3 給与条例第6条の2、第7条(第10項を除く。)、第22条及び第22条の2の規定は、非専門的任期付職員には適用しない。 2 給与条例第11条から第14条まで及び第16条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。 3・4 略

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表（附則第11項による改正）

現行	改正案
（退職手当の調整額） 第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。	（退職手当の調整額） 第7条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第8条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

現行	改正案
(1) 第1号区分 <u>70,400円</u> (2) 第2号区分 <u>65,000円</u> (3) 第3号区分 <u>59,550円</u> (4) 第4号区分 <u>54,150円</u> (5) 第5号区分 <u>43,350円</u> (6) 第6号区分 <u>32,500円</u> (7) 第7号区分 <u>27,100円</u> (8) 第8号区分 <u>21,700円</u> (9) 第9号区分 <u>零</u> 2～5 略	(1) 第1号区分 <u>65,000円</u> (2) 第2号区分 <u>59,550円</u> (3) 第3号区分 <u>54,150円</u> (4) 第4号区分 <u>32,500円</u> (5) 第5号区分 <u>27,100円</u> (6) 第6号区分 <u>21,700円</u> (7) 第7号区分 <u>零</u> 2～5 略

奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表（附則第12項による改正）

現行	改正案
附 則 1 略 （暫定再任用短時間勤務職員に関する特例） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。	附 則 1 略 （暫定再任用短時間勤務職員に関する特例） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する条例 新旧対照表（附則第12項による改正）

現行	改正案
附 則 1 略 （暫定再任用職員に関する特例） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。	附 則 1 略 （暫定再任用職員に関する特例） 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表（附則第12項による改正）

現行	改正案
附 則 第1条～第3条 略 （暫定再任用職員に関する特例） 第4条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。	附 則 第1条～第3条 略 （暫定再任用職員に関する特例） 第4条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員又は附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第2条第2項第1号及び第2号に規定する職員とみなして、この条例の規定を適用する。

奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（附則第12項による改正）

現行	改正案
附 則 1～3 略 （暫定再任用短時間勤務職員に関する特例） 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第3項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。	附 則 1～3 略 （暫定再任用短時間勤務職員に関する特例） 4 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を同法<u>附則第9条第2項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、第18条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・令和6年人事院勧告（令和6年8月8日） ・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年奈良市条例第 号）	4 制定改廃の概要	1. 給料表の改定（第1条による改正、第2条による改正） （1）会計年度任用職員について、常勤職員に準じた給与の引上げを行う。 （2）会計年度任用職員について、常勤職員に準じて職務の級の3級における初号近辺の号給を削除し、初号額の引き上げを行う。 2. 会計年度任用職員の給与の上限額の撤廃（第2条による改正） 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料及び報酬について、今後専門知識を待つ有能な人材を獲得することを目的に限度額である月額45万円を撤廃する。 3. パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の限度額の変更（第2条による改正） パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について、常勤職員の通勤手当に係る支給限度額の変更に準じて、費用弁償の限度額の引上げを行う。
3 制定改廃の理由	・常勤職員の給与改定及び通勤手当の限度額の変更に準じて、会計年度任用職員の給与の改定及び通勤に係る費用弁償の限度額の変更を行うため。		
5 施行期日	公布の日、令和7年4月1日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行				改正案			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
給料表				給料表			
職務 の級	1 級	2 級	3 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	1	183,500	230,000	261,300
2	163,200	209,700	242,400	2	184,600	231,500	262,300
3	164,400	211,400	243,800	3	185,800	233,000	263,300
4	165,500	212,900	245,200	4	186,900	234,500	264,300
5	166,600	214,400	246,400	5	188,000	236,000	265,300
6	167,700	216,200	248,000	6	189,700	237,500	266,300
7	168,800	217,900	249,500	7	191,300	239,000	267,300
8	169,900	219,600	250,900	8	192,900	240,500	268,300
9	170,900	221,100	252,000	9	194,500	242,000	269,300
10	172,300	222,600	253,400	10	196,200	243,400	270,300
11	173,600	224,100	254,900	11	197,800	244,800	271,300
12	174,900	225,600	256,200	12	199,400	246,200	272,300
13	176,100	226,800	257,500	13	201,000	247,400	273,300
14	177,600	228,200	258,700	14	202,700	248,600	274,300
15	179,100	229,600	259,900	15	204,400	249,800	275,300
16	180,700	231,000	261,100	16	206,100	251,000	276,400
17	181,800	232,400	262,300	17	207,400	252,100	277,400
18	183,200	234,000	263,600	18	209,000	253,200	278,700
19	184,600	235,500	264,900	19	210,600	254,300	280,000

現行						改正案					
	20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>			20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	
	21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>			21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	
	22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>			22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	
	23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>			23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	
	24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>			24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	
	25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>			25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	
	26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>			26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	
	27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>			27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	
	28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>			28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	
	29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>			29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	
	30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>			30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	
	31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>			31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	
	32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>			32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	
	33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>			33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	
	34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>			34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	
	35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>			35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	
	36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>			36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	
	37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>			37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	
	38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>			38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	
	39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>			39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	
	40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>			40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	
	41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>			41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	
	42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>			42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	
	43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>			43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	
	44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>			44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	
	45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>			45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	
	46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>			46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	

現行						改正案					
	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>			47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	
	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>			48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	
	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>			49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	
	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>			50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	
	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>			51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	
	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>			52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	
	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>			53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	
	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>			54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	
	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>			55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	
	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>			56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	
	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>			57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	
	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>			58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	
	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>			59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	
	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>			60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	
	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>			61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	
	62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>			62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	
	63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>			63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	
	64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>			64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	
	65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>			65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	
	66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>			66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	
	67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>			67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	
	68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>			68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	
	69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>			69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	
	70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>			70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	
	71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>			71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	
	72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>			72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	
	73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>			73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	

現行						改正案					
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>			74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>		
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>			75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>		
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>			76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>		
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>			77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>		
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>			78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>		
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>			79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>		
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>			80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>		
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>			81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>		
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>			82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>		
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>			83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>		
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>			84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>		
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>			85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>		
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>			86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>		
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>			87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>		
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>			88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>		
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>			89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>		
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>			90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>		
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>			91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>		
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>			92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>		
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>			93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>		
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>			94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>		
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>			95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>			96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>		
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>			97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>		
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>			98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>		
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>			99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>		
100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>			100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>		

現行					改正案				
101			<u>298,100</u>	<u>346,100</u>	101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>	
102			<u>298,400</u>	<u>346,500</u>	102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>	
103			<u>298,800</u>	<u>346,900</u>	103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>	
104			<u>299,100</u>	<u>347,300</u>	104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>	
105			<u>299,300</u>	<u>347,800</u>	105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>	
106			<u>299,600</u>	<u>348,200</u>	106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>	
107			<u>300,000</u>	<u>348,600</u>	107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>	
108			<u>300,300</u>	<u>349,000</u>	108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>	
109			<u>300,500</u>	<u>349,500</u>	109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>	
110			<u>300,900</u>	<u>349,900</u>	110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>	
111			<u>301,300</u>	<u>350,200</u>	111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>	
112			<u>301,600</u>	<u>350,500</u>	112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>	
113			<u>301,800</u>	<u>351,000</u>	113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>	
114			<u>302,000</u>		114		<u>305,300</u>		
115			<u>302,300</u>		115		<u>305,600</u>		
116			<u>302,700</u>		116		<u>306,000</u>		
117			<u>302,900</u>		117		<u>306,200</u>		
118			<u>303,100</u>		118		<u>306,400</u>		
119			<u>303,400</u>		119		<u>306,700</u>		
120			<u>303,700</u>		120		<u>307,000</u>		
121			<u>304,100</u>		121		<u>307,400</u>		
122			<u>304,300</u>		122		<u>307,600</u>		
123			<u>304,600</u>		123		<u>307,900</u>		
124			<u>304,900</u>		124		<u>308,200</u>		
125			<u>305,200</u>		125		<u>308,500</u>		

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案								
（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与） 第25条 第2条から第14条の3までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、<u>月額450,000円を超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。</u> 2 第2条、第3条及び第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、<u>月額にあっては450,000円を、日額にあっては第15条第2項の規定を適用して得た額を、時間額にあっては同条第3項の規定を適用して得た額をそれぞれ超えない範囲内において任命権者が別に定めるものとする。この場合において、同条第2項及び第3項中「基準月額」とあるのは、「450,000円」と読み替えるものとする。</u> （パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償） 第26条 略 2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 月額による報酬 <u>55,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額 （2） 略 3・4 略 別表第1（第4条関係）	（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与） 第25条 第2条から第14条の3までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員の給料については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、<u>任命権者が別に定めるものとする。</u> 2 第2条、第3条及び第15条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員の報酬については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、<u>任命権者が別に定めるものとする。</u> （パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償） 第26条 略 2 通勤に係る費用弁償の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 月額による報酬 <u>150,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める額 （2） 略 3・4 略 別表第1（第4条関係）								
給 料 表 <table><tr><td>職務 の級</td><td>1 級</td><td>2 級</td><td>3 級</td></tr></table>	職務 の級	1 級	2 級	3 級	給 料 表 <table><tr><td>職務 の級</td><td>1 級</td><td>2 級</td><td>3 級</td></tr></table>	職務 の級	1 級	2 級	3 級
職務 の級	1 級	2 級	3 級						
職務 の級	1 級	2 級	3 級						

現行					改正案				
号給	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	
	円	円	円			円	円	円	
1	183,500	230,000	<u>261,300</u>		1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	
2	184,600	231,500	<u>262,300</u>		2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	
3	185,800	233,000	<u>263,300</u>		3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	
4	186,900	234,500	<u>264,300</u>		4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	
5	188,000	236,000	<u>265,300</u>		5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	
6	189,700	237,500	<u>266,300</u>		6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	
7	191,300	239,000	<u>267,300</u>		7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	
8	192,900	240,500	<u>268,300</u>		8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	
9	194,500	242,000	<u>269,300</u>		9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	
10	196,200	243,400	<u>270,300</u>		10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	
11	197,800	244,800	<u>271,300</u>		11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	
12	199,400	246,200	<u>272,300</u>		12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	
13	201,000	247,400	<u>273,300</u>		13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	
14	202,700	248,600	<u>274,300</u>		14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	
15	204,400	249,800	<u>275,300</u>		15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	
16	206,100	251,000	<u>276,400</u>		16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	
17	207,400	252,100	<u>277,400</u>		17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	
18	209,000	253,200	<u>278,700</u>		18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	
19	210,600	254,300	<u>280,000</u>		19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	
20	212,100	255,400	<u>281,200</u>		20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>		21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	
22	215,200	257,400	<u>283,800</u>		22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>		23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>		24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>		25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	

現行						改正案					
	26	221,700	261,300	<u>288,500</u>			26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	
	27	223,000	262,200	<u>289,800</u>			27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	
	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>			28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	
	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>			29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	
	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>			30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	
	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>			31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	
	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>			32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	
	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>			33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	
	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>			34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	
	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>			35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	
	36	233,300	269,300	<u>300,100</u>			36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	
	37	234,400	270,000	<u>301,300</u>			37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	
	38	235,400	270,800	<u>302,600</u>			38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	
	39	236,400	271,600	<u>303,900</u>			39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	
	40	237,300	272,300	<u>305,200</u>			40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	
	41	238,200	273,000	<u>306,500</u>			41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	
	42	239,100	273,800	<u>307,800</u>			42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	
	43	239,900	274,600	<u>309,100</u>			43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	
	44	240,700	275,300	<u>310,400</u>			44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	
	45	241,400	276,000	<u>311,700</u>			45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	
	46	242,000	276,700	<u>313,000</u>			46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	
	47	242,600	277,400	<u>314,300</u>			47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	
	48	243,200	278,100	<u>315,400</u>			48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	
	49	243,800	278,800	<u>316,300</u>			49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	
	50	244,400	279,500	<u>317,600</u>			50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	
	51	245,000	280,200	<u>318,900</u>			51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	
	52	245,500	280,900	<u>320,200</u>			52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	

現行						改正案					
	53	246,000	281,500	<u>321,400</u>			53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	
	54	246,400	282,200	<u>322,700</u>			54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	
	55	246,700	282,800	<u>323,900</u>			55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	
	56	247,000	283,500	<u>325,100</u>			56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	
	57	247,300	284,100	<u>326,400</u>			57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	
	58	247,600	284,800	<u>327,500</u>			58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	
	59	247,900	285,400	<u>328,600</u>			59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	
	60	248,200	286,100	<u>329,700</u>			60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	
	61	248,500	286,700	<u>330,400</u>			61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	
	62	248,800	287,400	<u>331,300</u>			62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	
	63	249,100	288,000	<u>332,000</u>			63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	
	64	249,400	288,500	<u>332,800</u>			64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	
	65	249,700	289,000	<u>333,600</u>			65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	
	66	250,000	289,600	<u>334,000</u>			66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	
	67	250,300	290,100	<u>334,600</u>			67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	
	68	250,600	290,700	<u>335,300</u>			68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	
	69	250,900	291,200	<u>336,100</u>			69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	
	70	251,200	291,700	<u>336,800</u>			70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	
	71	251,500	292,300	<u>337,500</u>			71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	
	72	251,800	292,900	<u>338,100</u>			72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	
	73	252,100	293,400	<u>338,600</u>			73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	
	74	252,400	293,900	<u>339,200</u>			74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	
	75	252,700	294,300	<u>339,700</u>			75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	
	76	253,000	294,600	<u>340,300</u>			76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	
	77	253,300	294,800	<u>340,600</u>			77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	
	78	253,600	295,100	<u>341,100</u>			78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	
	79	253,900	295,300	<u>341,500</u>			79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	

現行						改正案					
	80	254, 200	295, 600	<u>341, 900</u>			80	254, 200	295, 600	<u>343, 800</u>	
	81	254, 500	295, 800	<u>342, 300</u>			81	254, 500	295, 800	<u>344, 100</u>	
	82	254, 800	296, 000	<u>342, 800</u>			82	254, 800	296, 000	<u>344, 500</u>	
	83	255, 100	296, 300	<u>343, 300</u>			83	255, 100	296, 300	<u>344, 900</u>	
	84	255, 400	296, 500	<u>343, 800</u>			84	255, 400	296, 500	<u>345, 300</u>	
	85	255, 700	296, 800	<u>344, 100</u>			85	255, 700	296, 800	<u>345, 600</u>	
	86	256, 000	297, 100	<u>344, 500</u>			86	256, 000	297, 100	<u>346, 000</u>	
	87	256, 300	297, 400	<u>344, 900</u>			87	256, 300	297, 400	<u>346, 400</u>	
	88	256, 600	297, 700	<u>345, 300</u>			88	256, 600	297, 700	<u>346, 800</u>	
	89	256, 900	298, 000	<u>345, 600</u>			89	256, 900	298, 000	<u>347, 000</u>	
	90	257, 200	298, 300	<u>346, 000</u>			90	257, 200	298, 300	<u>347, 400</u>	
	91	257, 500	298, 600	<u>346, 400</u>			91	257, 500	298, 600	<u>347, 800</u>	
	92	257, 800	299, 000	<u>346, 800</u>			92	257, 800	299, 000	<u>348, 200</u>	
	93	258, 100	299, 200	<u>347, 000</u>			93	258, 100	299, 200	<u>348, 400</u>	
	94		299, 400	<u>347, 400</u>			94		299, 400	<u>348, 800</u>	
	95		299, 700	<u>347, 800</u>			95		299, 700	<u>349, 200</u>	
	96		300, 100	<u>348, 200</u>			96		300, 100	<u>349, 500</u>	
	97		300, 300	<u>348, 400</u>			97		300, 300	<u>349, 800</u>	
	98		300, 600	<u>348, 800</u>			98		300, 600	<u>350, 200</u>	
	99		301, 000	<u>349, 200</u>			99		301, 000	<u>350, 600</u>	
	100		301, 400	<u>349, 500</u>			100		301, 400	<u>351, 000</u>	
	101		301, 600	<u>349, 800</u>			101		301, 600	<u>351, 500</u>	
	102		301, 900	<u>350, 200</u>			102		301, 900	<u>351, 900</u>	
	103		302, 200	<u>350, 600</u>			103		302, 200	<u>352, 300</u>	
	104		302, 500	<u>351, 000</u>			104		302, 500	<u>352, 700</u>	
	105		302, 700	<u>351, 500</u>			105		302, 700	<u>353, 200</u>	
	106		303, 000	<u>351, 900</u>			106		303, 000	<u>353, 600</u>	

現行					改正案				
107			303, 300	<u>352, 300</u>	107			303, 300	<u>353, 900</u>
108			303, 600	<u>352, 700</u>	108			303, 600	<u>354, 200</u>
109			303, 800	<u>353, 200</u>	109			303, 800	<u>354, 700</u>
110			304, 200	<u>353, 600</u>	110			304, 200	
111			304, 600	<u>353, 900</u>	111			304, 600	
112			304, 900	<u>354, 200</u>	112			304, 900	
113			305, 100	<u>354, 700</u>	113			305, 100	
114			305, 300		114			305, 300	
115			305, 600		115			305, 600	
116			306, 000		116			306, 000	
117			306, 200		117			306, 200	
118			306, 400		118			306, 400	
119			306, 700		119			306, 700	
120			307, 000		120			307, 000	
121			307, 400		121			307, 400	
122			307, 600		122			307, 600	
123			307, 900		123			307, 900	
124			308, 200		124			308, 200	
125			308, 500		125			308, 500	

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）第 1 条による雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の一部改正 ・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）附則第 2 8 条による国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）の一部改正	4 制定改廃 の概要	1. 雇用保険法の一部改正により、就業促進手当について規定する条文の文言整理を行う。（第 1 2 条関係）
3 制定改廃 の理由	・上記の法改正に伴い、国家公務員の就業促進手当のうち安定した職業以外の職業への就職を促すための就業手当が廃止されたことに準じて、本市の職員においても同様の規定の整備を行うため。		
5 施行期日	令和 7 年 4 月 1 日	所管部課	総合政策部 人事課

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第21条— <u>第23条</u> ） 附則 （失業者の退職手当） 第12条 略 2～7 略 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 略 （4） <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 略 9・10 略 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める</u> <u>日数分の第1項又は第3項</u> の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。 （1） <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する</u>	目次 第1章～第4章 略 第5章 雑則（第21条— <u>第24条</u> ） 附則 （失業者の退職手当） 第12条 略 2～7 略 8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 略 （4） <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 略 9・10 略 11 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第8項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項</u> の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

現行	改正案
<u>日数</u> <u>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 12～14 略 附 則 1～6 略 (経過措置) 7～12 略 13 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第12条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導	12～14 略 附 則 1～6 略 (経過措置) 7～12 略 13 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第12条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」 とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導

現行	改正案
基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。 14～25 略	基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。 14～25 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・令和6年人事院勧告（令和6年8月8日） ・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）	4 制定改廃 の概要	1. 配偶者に係る扶養手当を廃止する。（第5条関係） 2. 単身赴任手当の支給条件の改定を行う。（第6条の2関係） 3. 定年前再任用短時間勤務職員に対して住居手当の支給を行う。（第18条関係）
3 制定改廃 の理由	・国家公務員の給与改定に準じ、企業職員の配偶者に係る扶養手当の廃止及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間の改定並びに企業局定年前再任用短時間勤務職員への住居手当支給等を行うため。		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> (2)～(6) 略 (通勤手当) 第6条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料道路</u>（以下この条において「<u>交通機関</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 (単身赴任手当) 第6条の2 単身赴任手当は、<u>事業所を異にする異動又は在勤する事業所</u>の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者と</u> <u>別居することとなつた職員</u> で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが	(扶養手当) 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで</u>のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 (1)～(5) 略 (通勤手当) 第6条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は<u>有料の道路</u>（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条において「<u>運賃等</u>」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤が著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 (単身赴任手当) 第6条の2 単身赴任手当は、<u>勤務場所を異にする異動又は勤務場所</u>の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員</u>で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して

現行	改正案
管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、_____管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、<u>単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第10条の2 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日又は祝日法による休日等</u>_____ (管理者が定める日を除く。次項において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前0時から午前5時までの間</u>_____であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第18条 第3条の2、第5条、<u>第5条の3</u>及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。	管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所_____に通勤することが、<u>通勤距離等を考慮して</u>管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、<u>父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、職員となる直前の住居から職員となつた直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して</u>管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、<u>単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当) 第10条の2 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により<u>週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等</u> (管理者が定める日を除く。次項において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u> (週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第18条 第3条の2、第5条_____及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しない。